

# 第6章

施策の概要

## 第6章 施策の概要

国の子供の貧困対策に関する大綱では4つの重点施策が掲げられています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (4) 経済的支援

### (1) 学びの支援

国の大綱では「教育の支援」となっていますが、「教育」という言葉には教える立場からの視点があり、ここで考える支援の内容には子どもの主体的な学びも含めて支援していく必要があると考えていることから、「学び」の支援としています。

#### ◆現状◆

- ・家庭の経済状況により、子どもの学習時間や学習の理解度、また学校以外での学習環境などに差が出ています。
- ・子どもの体験活動が家庭の経済状況に左右されており、そのことが子どもの自己肯定感にも影響を与えています。

#### ◆施策の方向◆

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の鹿児島市の成長・発展にもつながります。

そこで、年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育を提供することにより、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう幼児教育・保育の無償化の推進を図るとともに、質の向上に努めます。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー等が関係機関等と連携し、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、必要な支援につながる体制強化に努めます。

## ◆主な取組◆

子どもの状況に応じた学習機会の提供や、子どもの学びの機会を保障するため経済的な支援を行うほか、子どもたちが様々な体験ができるよう多様な体験活動の場を提供します。

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
安全な保育環境充実事業	保育所、認定こども園及び認可外保育施設等において、保育士経験者による巡回指導を実施することで児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動などの背景にある家庭や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけを行う。
教育相談の充実事業	様々な教育上の悩みをもつ児童生徒、保護者等に対して、教育相談室相談員、スクールカウンセラー等により、教育相談を実施する。
外国人等児童生徒の教育推進事業	市立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等に、日本語の習得や生活への適応ができるよう指導・支援を行う。
フレンドシップ支援事業	市内5か所に設置しているフレンドシップに、適応指導相談員、学習支援員、臨床心理相談員を置き、さらに心のパートナーを派遣することで、不登校や緊急避難の児童生徒のための居場所づくりや学校復帰のための支援を行う。
子ども学習サポート事業	家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない子どもへの学習支援を行う。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（修学資金、就学支度資金）	母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉の増進を図る。
就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。

事業名	事業概要
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品費等の援助を行う。
通級指導教室保護者交通費助成事業	通級指導教室に通学する児童生徒に付き添う保護者に対し、交通費の助成を行う。
奨学資金貸付制度	高等学校等の生徒を対象に奨学金の貸与を、高等学校等に入学する者の保護者に入学一時金の貸与を行う。
青少年の翼事業	次世代を担う青少年を海外に派遣し、外国の歴史・文化に触れ、外国での生活体験を通じて国際的視野を深め、外国との親善を深めるとともに、本市の国際化の促進に寄与する人材を育成する。
子どもの未来応援事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの生活に関するアンケート調査の実施や子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定など、子どもの貧困対策を推進する。



(2) 生活の安定に資するための支援

◆現状◆

- ・ 貧困の状況にある子どもや家庭については、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、DV や児童虐待など一層困難な状況に置かれてしまう場合があります。
- ・ 家庭の状況によって、子どもの健やかな成長に必要な生活習慣が身についていない場合があります。

◆施策の方向◆

全ての子どもが生まれ育った環境に関係なく、心身を健やかに成長させるためには、親・子どもともに社会的に孤立せず、安心して毎日を過ごすことのできる環境が整っていることが重要です。

子どもや家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつなぐ取組を推進します。

また、生活に困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備など、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援を推進します。

◆主な取組◆

妊娠期からの切れ目のない相談支援の実施や、保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の整備、また家庭の状況に応じた地域での子育て支援サービスの推進を図ります。

事業名	事業概要
妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるため、子育て世代包括支援センター5カ所に母子保健支援員を配置し、相談支援等を行うとともに、母子保健サポーター活動による地域との連携や、産後に育児不安などを持つ産婦に対して産後ケア事業等を実施し、保健指導を行う。
妊婦健康診査・健康相談事業	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
産婦健康診査事業	出産後間もない母親の体と心の健康の保持増進を図るため、産後2週間と1か月の健康診査を実施し、産後の支援の充実を図る。

事業名	事業概要
産婦支援小児科連携事業	産後2か月頃の親子相談時に、小児科等医療機関にて母親の状況を確認し、必要に応じた支援につなぐ。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなぐため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
育児支援家庭訪問事業	子育てに対し、不安やストレスを抱えている家庭に助産師が訪問し、育児相談などに対する専門的な支援や簡易な家事等の援助を行う。
保育所等の整備	待機児童を解消するため、定員増等により認可保育所等の整備を行う。また、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、保育所等の耐震化整備及び老朽施設の改築整備を行う。
放課後児童健全育成事業	労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。
地域食育推進事業	①食育教室：食育に関する各分野の専門家による講演会 ②料理講習：子育て中の方に関心のあるテーマで実施 ③出張講座：保育園・幼稚園に出向き保護者等を対象に講話を実施
児童虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行う。
子ども家庭総合支援拠点の設置	市独自の児童相談所設置に合わせて、国から令和4年度までに設置を求められている「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対策の体制強化を図る。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立に向け必要な支援を行うため、家計改善支援や住居確保給付金の支給、就労準備などを行う。

事業名	事業概要
自殺対策事業	自殺対策基本法で策定を義務付けられた、鹿児島市自殺対策計画に基づき取り組むもので、自殺予防に係る啓発及び自殺に関する相談の実施等により、自殺対策を推進する。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成する講座を実施する。
DV 等対策	男女間における暴力の予防と根絶に向けた啓発及び男女共同参画の視点をもった相談のあり方を内容とする研修を行う。
ひとり親家庭等生活支援講習会事業	育児や健康管理などについて学習する生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子家庭等の相談に応じることにより、生活の中で直面する諸問題の解決や生活の安定を図る。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図る。
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
ひとり親家庭等総合相談会事業	ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。
母子・父子世帯への市営住宅の優先入居	市営住宅の募集において、母子・父子世帯のみが申込みできる住戸を設け、居住の安定確保を支援する。
新婚・子育て世帯向け市営住宅支援事業	入居者募集時に、少子高齢化の進行している地域の住宅について、新婚・子育て世帯への優遇措置を講じることにより、同世帯の居住の安定確保と併せて地域のコミュニティバランスの改善につなげる。

事業名	事業概要
子育て短期支援事業	<p>○短期入所生活援助（ショートステイ）事業            児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等（トワイライト）事業            児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>
地域の飲食店子ども食堂プロジェクト事業	<p>新型コロナウイルス感染症により活動自粛を行っている子ども食堂の活動を支援し、子育て家庭の負担軽減及び地域経済の活性化を図るため、市内の子ども食堂と飲食店が連携し、子どもや大人にお弁当等を提供するための必要経費を、「かごしまこども食堂地域食堂ネットワーク」に対し助成する。</p>





(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

◆現状◆

・多くの保護者が就労しているものの、相対的貧困状況にある世帯では非正規雇用で就労している割合が高い傾向にあります。特に母子世帯においては、正規雇用の就労を希望しても、育児との両立が難しい、フルタイムの勤務や残業に対応できる子どもの預け先が無いなどの理由により、実現が難しい状況にあります。

◆施策の方向◆

保護者の就労支援にあたっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接することのできる時間を確保できる労働環境の整備に努めるなど、仕事と生活の調和に資する支援を講じていく必要があります。

特に、ひとり親家庭の保護者に対して、公的職業紹介事業者などの専門機関との連携による就労支援を行うほか、保護者の状況に応じたきめ細かな就労支援を推進します。

◆主な取組◆

仕事と生活の調和の実現に向けた取組や、家庭の状況に応じた就労支援の取組を推進します。

事業名	事業概要
ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。
母子家庭等自立支援事業	就業支援講習会の実施や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高卒認定試験受講修了時等給付金を支給することにより、ひとり親家庭等の就労活動を支援し、自立の促進を図る。
生活困窮者自立支援事業(再掲)	生活困窮者の自立に向け必要な支援を行うため、家計改善や住居確保給付金の支給、就労準備などを行う。
被保護者就労支援事業	就労支援員が稼働年齢層である生活保護受給者に対し、個々の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行い、就労支援を行う。

事業名	事業概要
若年者等雇用促進助成事業	若年者等の雇用機会の拡大に資するため、若年者等を雇用した事業主に対し、国のトライアル雇用事業と協調して市単独の支援金を支給する。
就職困難者等雇用促進助成事業	雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、障害者等を雇用した事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金と協調して市単独の奨励金を支給する。
働きたい女性の就活応援事業	働く意欲のある女性の再就職等の促進を図るため、職場見学会や講座を開催し、離職期間があることに伴う不安等の解消を図りながら、就職活動をサポートする。
被保護者自立促進事業	稼働能力がありながら、稼働していない生活保護受給者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進するため、協力事業所において、身体ならし、職場適応のための訓練を行う。



(4) 経済的支援

◆現状◆

- ・市全体の14.6%、およそ7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあるという結果でした。
- ・相対的貧困の家庭では、日々の家計管理にも困難が生じている状況がみられます。

◆施策の方向◆

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点からも重要であり、困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

◆主な取組◆

各種手当や助成制度の実施のほか、家計相談などの相談支援を通じた日常生活支援を推進します。

事業名	事業概要
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了までの児童を対象に児童手当を支給する。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るとともに、児童の福祉の増進に寄与するため手当を支給する。
こども医療費助成事業	子どもの健康と健やかな育成を図るため、子どもの保護者に対し、医療費の一部を助成する。
母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成する。
市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業	ひとり親家庭等の義務教育中の児童の保護者に対し、手当を支給し、これらの児童の福祉増進を図る。
愛の福祉基金事業	篤志家からの寄付金を基金として積立て、その運用利息等で、母子・父子家庭等の児童が中学校へ入学したときに図書カードを贈呈する。

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化（再掲）	子育てを行う世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の保育施設を利用する児童（3歳から5歳までの子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども）の保育料を無償化する。
保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化の対象とならない家庭に対し、世帯の状況や所得に応じて保育料を軽減し、子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図る。
就学援助（再掲）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。
特別支援教育就学奨励費（再掲）	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品費等の援助を行う。
奨学資金貸付制度（再掲）	高等学校等の生徒を対象に奨学金の貸与を、高等学校等に入学する者の保護者に入学一時金の貸与を行う。
生活保護法による扶助費	資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。
ひとり親家庭等総合相談会事業（再掲）	ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等に対する総合相談会を開催する。



参考 「鹿児島市子どもの未来応援プラン」4つの重点施策と  
「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」第4章施策の展開との関係

子どもの未来応援プランは、国の「子供の貧困対策に関する大綱」をベースに関連施策等の整理を行っておりますが、子どもや子育て家庭に対する取組であることから、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」と共通するものも多く、両計画の大まかな関係を整理すると以下ようになります。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく「鹿児島市子どもの未来応援プラン」4つの重点施策	「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」第4章施策の展開
①学びの支援	(1) 幼児教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援 (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (7) 子どもの安全の確保 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進 (10) 障害のある子どもへの支援 (12) 子育てに対する経済的支援
②生活の安定に資するための支援	(1) 幼児教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援 (3) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進 (5) 子育てを支援する生活環境の整備 (6) 職業生活と家庭生活との両立の推進 (7) 子どもの安全の確保 (8) 児童虐待対策の推進 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進 (10) 障害のある子どもへの支援 (11) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進
④経済的支援	(1) 幼児教育・保育の充実 (9) ひとり親家庭の自立支援等の推進 (10) 障害のある子どもへの支援 (12) 子育てに対する経済的支援

## 参考 鹿児島市で行っている子ども・子育てに関する相談

相談種別	相談内容	相談日時	相談場所・電話番号など
消費生活相談	消費生活上の契約に関するトラブル 多重債務、その他消費生活に関する こと	月～金曜日 9時～17時15分	消費生活センター ☎ 808-7500 FAX 808-7501
女性相談 ※面接相談は 要予約	女性相談員による女性のための 悩み相談 (生き方、人間関係、家族、男 女間の暴力、夫婦のことなど)	火～日曜日 (休日も対応) 10時～17時 (水曜日は20時まで)	サンエールかごしま相談室 (配偶者暴力相談支援センター) ☎ 813-0853 FAX 813-0937 (休館日：月曜日※休日のときは翌平日)
		第1木曜日 14時～17時	
		第2・4木曜日 13時～16時	
男性相談 (電話・面接相談) ※要予約	男性相談員(臨床心理士等)に よる男性のための悩み相談	偶数月…第3日曜日 13時～16時 奇数月…第3土曜日 10時～13時	
家庭児童相談	家庭における児童の悩みごと 児童虐待に関することなど	月～金曜日 こどもと女性の相談室 8時30分～17時15分 谷山福祉部福祉課 9時15分～16時◎	こどもと女性の相談室 ☎ 216-1262 谷山福祉部福祉課 ☎ 269-8460
女性相談	女性の身上や生活上の悩みごと 夫からの暴力に関することなど		
母子・父子自立支援相談	ひとり親家庭の自立に必要な支援に 関すること		
子育て相談 ※専門相談は要予約	子育ての悩みや育児、子どもの 発育・発達に関する相談 臨床心理士や言語聴覚士、助産 師などによる専門相談	毎日9時～17時 (休日も対応。ただし、りぼ んかんは第1月曜日は除く)	すこやか子育て交流館(りぼんかん) ☎ 812-7741 親子つどいの広場 (なかまっち) ☎ 226-5539 (たにっこりん) ☎ 266-6501 (なかよしの) ☎ 243-3255 (いしきらら) ☎ 220-1200
妊娠・出産・子育てに 関する相談	保健師や助産師など、専門職に よる妊娠・出産・子育てに関す る相談	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	中央保健センター 吉田地区保健センター ☎ 258-2364 ☎ 294-1215 北部保健センター 桜島地区保健センター ☎ 244-5693 ☎ 293-2360 東部保健センター 松元地区保健センター ☎ 216-1310 ☎ 278-5417 西部保健センター 郡山地区保健センター ☎ 252-8522 ☎ 298-2114 南部保健センター 喜入地区保健センター ☎ 268-2315 ☎ 345-3434
乳幼児相談	子どもの発育・発達の気かりや保 健福祉サービスなどに関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	母子保健課 ☎ 216-1485 FAX 216-1284
小児慢性特定疾病に関する 相談	疾病のある児童等の療養や日常 生活に関すること		
小児慢性特定疾病児童等の 自立支援相談	自立や就労に必要な支援に関す ること	月～金曜日 10時～16時	かごしま難病・小児慢性特定疾患を支援する会 ☎ 090-1921-3511
各種保育サービスに関する 相談	保育所などの利用手続きに関す る相談など	月～金曜日 8時30分～17時15分	保育幼稚園課 ☎ 216-1258 谷山福祉部福祉課 ☎ 269-8473 伊敷福祉課 ☎ 229-2113 吉野福祉課 ☎ 244-7379

相談種別	相談内容	相談日時	相談場所・電話番号など
生活相談・雇用相談、 就労支援	生活に困っている方の生活相談・ 雇用相談、ハローワーク・シルバー 人材センターによる就労支援	月～金曜日 8時30分～17時15分	生活・就労支援センターかごしま ☎ 803-9521 FAX 216-1234
障害者福祉相談	身体障害・知的障害・精神障 害・発達障害の各種相談 障害者差別に関する相談	月、火、木～土曜日 10時～18時	障害者基幹相談支援センター ☎ 226-1200 FAX 226-1144
障害者緊急相談	身体障害・知的障害・精神障 害・発達障害の各種緊急対応 (相談・一時受入れ)	24時間年中無休	障害者地域生活支援拠点 ☎ 813-7183 FAX 813-7176
精神保健福祉相談 ※医師による相談は 要予約	うつ病などの精神的な病気や認知 症・ひきこもり・アルコールや ギャンブル・薬物などの依存症、 こころの健康に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健支援課 ☎ 803-6929 FAX 803-7026
健康に関する相談	健康に関すること		保健予防課 ☎ 803-6927 ☎ 803-7023 FAX 803-7026
感染症に 関する相談	HTLV-1、HIV(エイズ)、 ウイルス性肝炎、性感染症、その 他感染症に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	北部保健センター 吉田地区保健センター ☎ 244-5693 ☎ 294-1215 東部保健センター 桜島地区保健センター ☎ 216-1310 ☎ 293-2360 西部保健センター 松元地区保健センター ☎ 252-8522 ☎ 278-5417 中央保健センター 郡山地区保健センター ☎ 258-2364 ☎ 298-2114 南部保健センター 喜入地区保健センター ☎ 268-2315 ☎ 345-3434
予防接種に関する相談	予防接種に関すること	月～金曜日 8時30分～17時15分◎	保健予防課 ☎ 803-7023 FAX 803-7026
教育相談	学習、進路、不登校、いじめ、 子育てなど教育全般に関すること ※面接相談は要予約	月～金曜日 面接相談 9時30分～17時 電話相談 9時30分～20時  土曜日 面接相談・電話相談とも 9時～12時	教育委員会 教育相談室 ☎ 226-1345 心のダイヤル ☎ 224-1179
	学習、人間関係、子育て等、 家庭教育に関すること	月～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～12時	各地域公民館 ※お問い合わせは、各地域公民館もしくは、 生涯学習課 ☎ 813-0851 FAX 813-0937
青少年の悩み・ 心配ごと相談	青少年の悩み、心配ごと	月～金曜日 9時30分～17時	青少年補導センター ☎ 224-2000
キャリア カウンセリング ※要予約	女性を対象とした、仕事上の悩み や職業人としての生き方・働き方 に関する相談、就職支援など	火曜日 午後(月3回) 木曜日 夜間(月1回)	勤労女性センター ☎ 251-8010 FAX 255-7039
	勤労青少年を対象とした、職業人 としての生き方や仕事を充実させ るための方策など	水曜日 18時～21時  月末の水曜日のみ 14時～17時	勤労青少年ホーム ☎ 255-5771 FAX 255-5750
国際交流アドバイザー による相談窓口	外国人住民のための日常生活の 相談 ※対応言語：英語・韓国語・中国語	月～金曜日 9時～17時◎	国際交流課 ☎ 216-1131 FAX 224-8900

◎は12時～13時を除きます。